

令和3年度名古屋市教育委員会第48号議案

名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 名古屋市立高等学校学則について、学科の改編又は学級数の変動に伴い、生徒定員を変更します。

ア 西陵高等学校総合学科の生徒定員

【現行】 600人 → 【改正後】 640人

イ 名古屋商業高等学校の学科改編について

【現行】

学科	定員
商業科	480人
情報処理科	240人
グローバルビジネス科	120人

【改正後】

学科	定員
商業科 ※	320人
オフィスビジネス科	160人
情報処理科 ※	160人
I T ビジネス科	80人
グローバルビジネス科	120人

※印の学科は令和5年度末をもって廃止します。

ウ 若宮商業高等学校の学科改編について

【現行】

学科	定員
総合ビジネス科	360人
情報ビジネス科	120人
会計ビジネス科	120人

【改正後】

学科	定員
総合ビジネス科 ※	240人
情報ビジネス科 ※	80人
会計ビジネス科 ※	80人
未来ビジネス科	160人

※印の学科は令和5年度末をもって廃止します。

(2) 民法の改正に伴い、規定の整備を行います。

改正民法の規定により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、成年に達した生徒については、父母等が「保護者」（学校教育法上の保護者）に該当しなくなるため、名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則に定める「保護者」の字句を「保護者等」と改めます。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

(名古屋市立高等学校学則の一部改正)

第1条 名古屋市立高等学校学則(平成11年名古屋市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第12条中「保護者及び保証人(成年に達した生徒にあっては、保証人)連署のうえ、」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、成年に達しない生徒にあっては、保護者の連署を要する。

第25条中「保護者又は保証人」を「保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)」に改める。

別表名古屋市立西陵高等学校の項中「600人」を「640人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項を次のように改める。

名古屋市立名古屋商業高等学校	全日制	商業	320人
		オフィスビジネス	160人
		情報処理	160人
		I T ビジネス	80人
		グローバルビジネス	120人

別表名古屋市立若宮商業高等学校の項を次のように改める。

名古屋市立若宮商業高等学校	全日制	総合ビジネス	240人
		情報ビジネス	80人
		会計ビジネス	80人
		未来ビジネス	160人

(名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部改正)

第2条 名古屋市立高等学校授業料等減免規則（平成14年名古屋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保護者（未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいい、成年に達した生徒については主としてその者の学資を支弁する者）」を「保護者等（高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等）」に改め、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改め、同条第3項中「高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）」を「法」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市立高等学校学則（抜すい）

改 正 案	現 行																								
<p>(転学等の願い出)</p> <p>第12条 生徒が転学、退学又は留学しようとするときは、その理由を付して、校長に願い出なければならない。<u>この場合において、成年に達しない生徒にあっては、保護者の連署を要する。</u></p> <p>(授業料、入学料及び聴講料の督促等)</p> <p>第25条 授業料、入学料又は聴講料を期限内に納付しない者がある場合には、2週間以内にその<u>保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）</u>に対して督促しなければならない。</p>	<p>(転学等の願い出)</p> <p>第12条 生徒が転学、退学又は留学しようとするときは、その理由を付して、<u>保護者及び保証人（成年に達した生徒にあっては、保証人）連署のうえ、</u>校長に願い出なければならない。</p> <p>(授業料、入学料及び聴講料の督促等)</p> <p>第25条 授業料、入学料又は聴講料を期限内に納付しない者がある場合には、2週間以内にその<u>保護者又は保証人</u>に対して督促しなければならない。</p>																								
2 (略)	2 (略)																								
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）																								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>課程</th><th>学科</th><th>生徒定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>名古屋市立西陵高等学校</td><td>全日制</td><td>総合</td><td>640人</td></tr></tbody></table>	名称	課程	学科	生徒定員	(略)				名古屋市立西陵高等学校	全日制	総合	640人	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>課程</th><th>学科</th><th>生徒定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>名古屋市立西陵高等学校</td><td>全日制</td><td>総合</td><td>600人</td></tr></tbody></table>	名称	課程	学科	生徒定員	(略)				名古屋市立西陵高等学校	全日制	総合	600人
名称	課程	学科	生徒定員																						
(略)																									
名古屋市立西陵高等学校	全日制	総合	640人																						
名称	課程	学科	生徒定員																						
(略)																									
名古屋市立西陵高等学校	全日制	総合	600人																						

名古屋市立 名古屋商業 高等学校	全日制	商業	320 人	名古屋市立 名古屋商業 高等学校	全日制	商業	480 人	
		オフィ スビジ ネス	160 人			情報処 理	240 人	
		情報処 理	160 人					
		I T ビ ジネス	80 人					(略)
		(略)						
		名古屋市立 若宮商業高 等学校	全日制					総合ビ ジネス
情報ビ ジネス	80 人			情報ビ ジネス	120 人			
会計ビ ジネス	80 人			会計ビ ジネス	120 人			
未来ビ ジネス	160 人							
(略)								

2 名古屋市立高等学校授業料等減免規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>(減免の対象者及び額)</p> <p>第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、生徒の<u>保護者等</u>（高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに該当する者に対して、</p>	<p>(減免の対象者及び額)</p> <p>第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、生徒の<u>保護者</u>（未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいい、成年に達した生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。以下同じ。）で次の</p>

入学料を免除する。

(1)～(3) (略)

2 委員会は、生徒の保護者等で次の各号のいずれかに該当する者に対して、授業料等を免除し、又は授業料の5割相当額を減額することができる。

(1)～(3) (略)

3 前項の規定にかかわらず、法に規定する高等学校等就学支援金その他委員会が指定する補助金の支給を受けている者に対しては、授業料を減免しない。

各号のいずれかに該当する者に対して、入学料を免除する。

(1)～(3) (略)

2 委員会は、生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当する者に対して、授業料等を免除し、又は授業料の5割相当額を減額することができる。

(1)～(3) (略)

3 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に規定する高等学校等就学支援金その他委員会が指定する補助金の支給を受けている者に対しては、授業料を減免しない。